

来年4月からの学童クラブの入会申請を受け付け

申請期間 10/19(月)～11/13(金)

申込先 子育て支援課学童入会係(区役所本庁舎10階) ☎5984-1519、各区立学童クラブ

対象

次の①～③の全てに当てはまるお子さん

- ① 来年4月1日(休)現在、区内在住または区立小学校に通学する小学1～3年生(心身に障害がある場合は6年生まで)
- ② 保護者の就労などのために月16日以上放課後の保育が必要
- ③ 月16日以上出席できる

保育時間

- 月～金曜 … 放課後～午後6時(学校休業日は午前9時から)
 - 土曜 …… 午前9時～午後5時
- ※日曜、祝休日、年末年始を除く。
※ねりっこ学童クラブ・区立委託学童クラブは、朝と夕方に延長保育を行います。

保育料

月額 **5,500**円

※同一世帯から2人以上入会する場合、2人目以降は月額4,500円です。
※延長保育を利用する場合は、別途保育料が掛かります。

申し込み方法など

●オンライン申請

詳しくは、区HPをご覧ください。



●窓口で申請

区HPや各学童クラブ、子育て支援課にある申請書に必要書類を添えて、学童クラブまたは子育て支援課へ

学童クラブ案内・申請書をご覧になれます

10月13日(火)から区HPでご覧になれます。また、就労証明書は10月1日(休)からダウンロードできます。

入会の決定

書類審査の上、来年1月末ごろに結果を郵送します。
※定員を超えた場合、希望の学童クラブに入会できないことがあります。



練馬型放課後児童対策事業

ねりっこクラブ

ねりっこクラブは、小学校の施設を活用して、保育を必要とするお子さんを対象とした「学童クラブ」と、実施校の児童なら誰でも利用できる「ひろば事業」のそれぞれの機能や特色を維持しながら一体的に運営を行うものです。詳しくは、区HPをご覧ください。



問放課後支援係 ☎5984-1665

他にもあります！

放課後の居場所を紹介！

- 児童館 ●地区区民館 ●学校の校庭開放・図書館開放
- 詳しくは、区HPをご覧ください。



民間団体による子育て支援事業

民間学童クラブ

区が運営費の一部を補助している民間団体の学童クラブです。放課後に保育を必要とする小学生を対象に、放課後や学校休業日の居場所を提供します(登録制)。対象施設は、区HPをご覧ください。保育料や申し込み方法など詳しくは、各施設にお問い合わせください。



ひとり親家庭・重度の障害がある 父母がいる家庭の方へ

児童扶養手当の申請を

支給には申請が必要です。新たに対象となる方は必ずお問い合わせの上、申請してください。 ※既に受給している方は、申請する必要はありません。

問合せ 子育て支援課児童手当係 ☎5984-5824

対象 ひとり親家庭や重度の障害がある父母がいる家庭で、平成20年4月2日以降に生まれた児童を養育している保護者
※心身に中度以上の障害のある児童は20歳未満まで。
※保護者や児童が施設に入所していると受給できない場合があります。

所得制限 令和7年中の所得が右表の所得制限額未満の方に支給
※申請者と同居している親族がいる場合は「同居親族など」の金額です。

支給月 申請日の翌月分から年6回に分けて支給

申込先

- 子育て支援課児童手当係(区役所本庁舎10階)
- 総合福祉事務所福祉事務係【光が丘(光が丘区民センター2階)、石神井(石神井庁舎4階)、大泉(大泉学園ゆめりあ1<4階>)】

手当月額

児童数	全部支給	一部支給
1人目	4万8050円	1万1340円～4万8040円
2人目以降	1万1350円	5,680円～1万1340円

所得制限額

扶養親族の人数	申請者(保護者)		同居親族など
	全部支給	一部支給	
0人	77万円	216万円	244万円
1人	115万円	254万円	282万円
2人	153万円	292万円	320万円
1人増ごとの加算額	38万円		

※社会保険料控除分(一律8万円)を含む金額です。
※給与所得者の場合は、源泉徴収票の給与所得控除後の金額です。
確定申告をした方の場合は、確定申告書の所得金額の合計です。
※申請者や児童が前年に受けた養育費は8割を所得金額に加算します。
※この他に医療費控除、障害者控除など各種控除を受けられる場合があります。
※児童の父母が申請する場合、寡婦控除・ひとり親控除は適用しません。